

富岡市情報公開条例

市政は、市民の負託により行われているものであり、市が保有している情報は、本来市民全体のものである。

地方自治の本旨にのっとり住民自治を進めるためには、市民が市政について関心を持ち、その諸活動についての確な判断と参加を行えるよう、市が保有している情報を公開し、誰もが知りたいときに知ることができるようにすることが必要である。

このような考え方に立って、市の保有する情報は公開を原則とし、個人に関する情報の保護には最大の配慮をしつつ、公文書の開示を求める権利を保障し、知る権利の実現を進めるとともに、市政の諸活動に市民が積極的に参加できる環境を整え、公正で開かれた市政をめざして、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、公文書の開示を請求する市民の権利を保障すること等により、行政運営の公開性の向上を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政への参加を促し、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、企業管理者及び議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 富岡市立図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として保有しているもの

(3) 富岡市立美術博物館・福沢一郎記念美術館その他の市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

(開示請求権)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書(第5号に掲げるものにあつては、当該利害関係に係る公文書に限る。)の開示を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の行政に利害関係を有するもの

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令又は他の条例の規定により開示することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と結合することにより識別され得るもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務

員及び国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名（ただし、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがないと認められる場合に限る。）

（3） 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（4） 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で法人等又は個人から任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

（5） 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報

（6） 実施機関と国等（国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。）の機関との間における照会、回答、依頼、委任、協議等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公にすることにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

（7） 実施機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（8） 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 実施機関又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求に係る公文書の全部を開示する決定が直ちに行われ、即時に開示をすることができる場合は、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求があった日から起算して60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（著しく大量な開示請求に係る開示等決定の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請

求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(第三者からの意見の聴取等)

第14条 開示請求に係る公文書に国、地方公共団体及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者の意見を聴かななければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見を聴かれた第三者が当該公文書の開示に反対する意見を表明した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該第三者に開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公文書の開示は、実施機関が第11条第1項の規定による通知により指定する日時及び場所において行う。ただし、郵送により公文書の写しを交付する場合(開示請求者が希望した場合に限る。)にあつては、この限りでない。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、開示請求に係る公文書が開示請求者に対し前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わな

い。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第17条 この条例の規定による公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立てがあった場合の措置)

第18条 開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、富岡市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴き、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てを認容するとき。ただし、第14条第1項又は第2項の規定により意見を聴かれた第三者が当該開示決定等に係る公文書の開示に反対する意見を表明しているときを除く。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第19条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第20条 市長は、毎年度1回、各実施機関のこの条例に定める情報公開制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報提供に関する施策の充実)

第21条 実施機関は、市民のために、この条例に定める公文書の開示と併せて、市政に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(出資法人等への要請)

第22条 市長は、市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する公共的団体で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 1 1 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条から第 1 6 条まで、第 1 8 条及び第 1 9 条の規定は、平成 1 1 年 3 月 3 1 日以前に作成し、又は取得した公文書については、適用しない。ただし、実施機関は、当該公文書の開示について申出があった場合においては、これに応じるよう努めるものとする。